



過半数代表者の選出について考えよう!

過半数
代表者?



③

過半数代表者選出が公平・公正に行われているか チェックしよう!



- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか?
- 投票用紙にナンバリングや印付けされていませんか?
- 投票用紙を配布する時に、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか?
- 特定の候補に投票するよう声掛けをしていた人が、選出手続きに関わっていませんか?
- 投票所につい立など秘匿性を保つ工夫はありましたか?
- 開票前に投票内容を確認されていませんか?
- 事前に周知されていた投票期間を変更し、前倒して開票が行われていませんか?
- 社友会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になっていませんか?
- 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名されていませんか?
- 投票後、管理者に誰に投票したか聞かれていませんか?



過半数代表者は、民主的な手続きによって労働者間で選出しなければなりません。労働基準法施行規則第六条の二には、「過半数代表者が使用者の意向に基づき選出された者でないこと」と明記されています。使用者の関与を許すものではありません。会社が過半数代表者選出について掲示を出したり、投票所の準備をしたりするのは便宜上、あくまで事務手続きとしを司るに過ぎません。労働者の代表の選出であるということをきちんと理解し、私たち働く者が公正・公平に行われるかチェックしていきましょう! 一つでもチェックリストに当てはまれば分会・支部・地本に報告して下さい!



**過半数代表者選出における会社の介入・不正は許さず
正しい知識を持ち、働く者の代表者を選出しよう!**